

中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第15条）

第3章 中央区男女平等共同参画推進会議（第16条—第28条）

第4章 苦情への対応等（第29条—第32条）

第5章 雑則（第33条）

附則

日本国憲法は、個人の尊厳を尊重し、全ての人が法の下において平等であることを謳い、性別による差別を否定し、自由と平等の下に人間らしい生活を営む基本的人権を保障している。

この理念の下、中央区では、昭和62年に婦人問題解決のための中央区行動計画を策定し、以来男女平等を目的とする拠点施設の整備や男女の平等及び共同参画による社会の実現に向けた各種施策に取り組み、性別や社会的・文化的性差による差別の解消を目指してきた。

しかし、今なお、性別による固定的な役割分担意識や社会的な慣行に加え、性的指向及び性自認に対する理解が足りないことなどによる差別的な取扱いは解消されておらず、特に無意識の思い込みや偏見、慣行による影響は様々な分野に及んでおり、これらの課題に対するなお一層の取組が求められている。

中央区、区民及び事業者は、男女の平等及び共同参画による社会への理解と認識を深め、課題と向き合い、協働して取り組んでいかなければならない。

私たちはここに、女性、男性そして全ての人の人権と個性が尊重され、性別等にかかわらず、誰もが能力を発揮し、自分らしく活躍できる男女の平等及び共同参画による社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女の平等及び共同参画による社会づくりに関し、基本理念を定め、中央区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本となる事項を定め、男女の平等及び共同参画による社会づくりの推進に関する施策（以下「男女平等共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、区民一人一人が尊重され、誰もが活躍できる男女の平等及び共同参画による社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女の平等及び共同参画による社会 全ての人が性別等にかかわらず個人として尊重され、社会のあらゆる分野においてその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で家庭、学校、職場、地域等の活動に共に参画し、責任を分かち合う社会をいう。
- 二 性的指向 恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- 三 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 四 性別等 性別、性的指向及び性自認をいう。
- 五 ハラスメント 他者に対する発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手若しくは周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- 六 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住する者、区内に存する事務所又は事業所に勤務する者、区内に存する学校に通学する者及び区内において活動拠点を有し地域活動を行う団体に属する者をいう。
- 七 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 区は、次に掲げる事項を基本理念として、男女の平等及び共同参画による社会づくりを推進する。

- 一 全ての人が、性別等による差別、暴力その他ハラスメントに該当するあらゆる行為を受けることなく、一人一人の人権が尊重されること。
- 二 全ての人が、性別による固定的な役割分担意識に捉われることなく、多様な生き方を認め合い、能力

を十分に発揮し、活躍できること。

三 性的指向及び性自認における多様な性のあり方が尊重され、全ての人が、自分らしい生き方を選択することができること。

四 全ての人が、相互の協力及び社会の支援の下に、家庭と職場、地域等における社会活動との調和のとれた生活を営むことができること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念にのっとり、男女平等共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 区は、男女平等共同参画施策を推進するに当たり、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するものとする。

3 区は、男女平等共同参画施策を推進するため、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、男女の平等及び共同参画による社会への理解と認識を深め、社会のあらゆる分野の活動において、男女の平等及び共同参画による社会づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区が実施する男女平等共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女の平等及び共同参画による社会への理解と認識を深め、その事業活動及び事業所の運営において、男女の平等及び共同参画による社会づくりへの取組を積極的に推進し、全ての人が家庭と職場、地域等における社会活動との調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 事業者は、区が実施する男女平等共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(区、区民及び事業者の協働)

第7条 区、区民及び事業者は、男女の平等及び共同参画による社会づくりを協働して推進するよう努めるものとする。

(禁止事項等)

第8条 何人も、配偶者等への暴力(精神的及び経済的なものを含む。)、ハラスメント、性別等に起因する差別的な取扱いその他性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、情報の流通に当たっては、前項に規定する性別等に起因する人権侵害又は固定的な役割分担の意識を助長し、又は是認させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策等

(行動計画)

第9条 区長は、男女平等共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

2 区長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ第16条に規定する中央区男女平等共同参画推進会議の意見を聴かななければならない。

3 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表する。

(年次報告)

第10条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況について、年1回報告書を作成し、公表する。

(情報の収集及び分析等)

第11条 区は、男女平等共同参画施策の推進に関し、必要な調査及び研究並びに情報の収集及び分析を行うものとする。

(普及広報)

第12条 区は、区民及び事業者の男女の平等及び共同参画による社会についての理解を促進するために必要な普及啓発及び広報活動に努めるものとする。

(拠点施設)

第13条 区は、中央区立男女平等センター条例(平成5年3月中央区条例第3号)第2条に規定する中央区立男女平等センターブーケ21を拠点施設として、区民及び団体による男女の平等及び共同参画による社会づくりの促進に関する活動への支援その他の施策の推進に関する事業を実施するものとする。

(附属機関等の委員)

第14条 区長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女が共に区の施策の立案及び決定の過程に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

(雇用の分野における男女の平等の推進)

第15条 区は、雇用の分野における男女の平等を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

2 区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する調査及び広報についての協力並びに状況の報告を求めることができる。

第3章 中央区男女平等共同参画推進会議

(設置)

第16条 男女の平等及び共同参画による社会づくりを推進するため、区長の附属機関として、中央区男女平等共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第17条 推進会議は、行動計画その他男女の平等及び共同参画による社会づくりの推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

2 推進会議は、行動計画に基づく施策の実施状況について調査審議し、区長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第27条第4項に規定する協議その他連絡調整を行うものとする。

(組織)

第18条 推進会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

- 一 男女の平等及び共同参画による社会に関し学識経験を有する者
- 二 中央区立男女平等センター条例第6条第1項第1号に規定する団体の構成員
- 三 地域団体等の構成員
- 四 男女の平等及び共同参画による社会に関心を有する区民
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 区長は、前項の規定による委嘱又は任命に当たっては、委員の男女構成比が均衡するよう努めなければならない。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及びその職務)

第20条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第21条 推進会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第22条 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者等の出席等)

第23条 推進会議は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

(委員の報酬)

第24条 委員には、別表に定める額の報酬を支給する。

2 報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を、翌月10日までに支給する。

(委員の費用弁償)

第25条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、別表に定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、委員が職務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として1日につき2,500円を支給する。

第26条 委員が招集に応じて会議に出席したときは、費用弁償として1日につき2,500円を支給する。ただし、当該日について前条の規定による費用弁償を受けるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の5種とし、その額は、別表に定めるところによる。

(関係者等の費用弁償)

第27条 第23条の規定により推進会議に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区の常勤の職員である者がその職務に関連して推進会議に出席したときは、この限りでない。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和27年2月中央区条例第3号）に規定する額とする。

(支給方法)

第28条 費用弁償の支給方法は、区職員の例による。

第4章 苦情への対応等

(苦情等の申出)

第29条 区民は、区が実施する男女平等共同参画施策について、区長に対し苦情、意見等（以下「苦情等」という。）の申出をすることができる。

(苦情等への対応)

第30条 区長は、前条の苦情等の申出に対し、男女の平等及び共同参画による社会づくりに資するように適切に対応するものとする。

2 区長は、前条の苦情等の申出についての意見を聴くため、中央区男女平等共同参画苦情調整委員（以下「苦情調整委員」という。）を置くことができる。

3 苦情調整委員は、前条の苦情等の申出に対する意見を区長に述べるため、必要に応じて区の機関等に説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(相談の申出)

第31条 区民は、男女の平等及び共同参画による社会づくりの推進を阻害する要因によって権利利益が不当に損なわれた場合、区長に対して相談の申出をすることができる。

(相談への対応)

第32条 区長は、前条の相談の申出に対し、関係機関等と連携し、適切な対応に努めなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第24条―第26条関係） 省略